

第8 無窓階の取り扱い

1 無窓階

建築物の地上階のうち、避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいい、床面積に対する開口部の割合、開口部の位置（床面からの高さ及び空地）及び構造により決定する。

2 無窓階以外（普通階）の判定

規則第5条の3によるほか細部については、次により運用する。

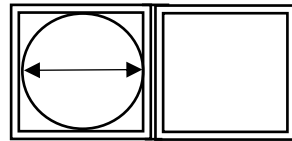
(1) 床面積に対する開口部の割合

規則第5条の3第1項に定める床面積に対する避難上及び消火活動上有効な開口部の割合は、次によること。

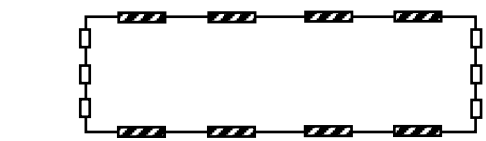
ア 11階以上の階

直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の30分の1を超えるものであること。（図1参照）

(図1)



直径50cm以上の円が内接



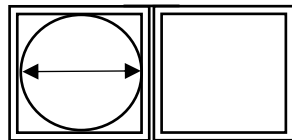
直径50cm以上の円が内接することのできる開口部

$$\frac{\text{の面積の合計}}{\text{床面積}} > \frac{1}{30}$$

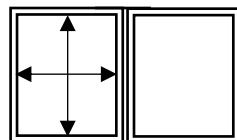
イ 10階以下の階

アの開口部の割合と同様であるが、アの開口部のほかに、直径1m以上の円が内接することができる開口部又は、その幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部（以下「大型開口部」という。）が2以上含まれているものであること。（図2参照）

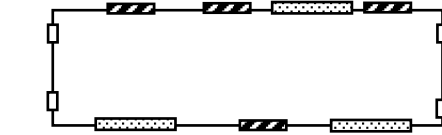
(図2)



直径1m以上の円が内接



幅75cm以上及び高さ1.2m以上



直径50cm以上の円が内接することのできる開口部

大型開口部（開口部は、各々できる限り離れた位置とする。）

$$\frac{\text{の面積の合計}}{\text{床面積}} > \frac{1}{30}$$

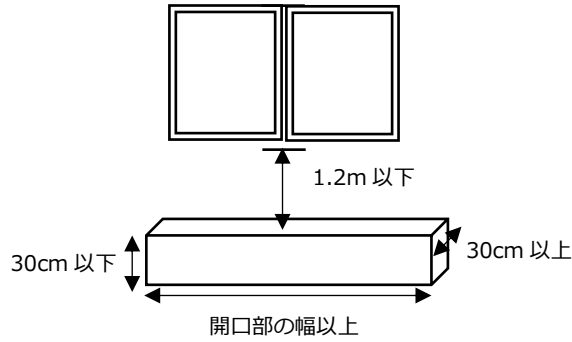
(2) 有効な開口部

ア 床面から開口部の下端までの高さは、1.2m以内であること。ただし、次のア～オに

適合する踏み台を設けた場合は、有効な開口部として取り扱うことができる。

- (ア) 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。
- (イ) 開口部が設けられている壁面と隙間なく、床に固定されていること。
- (ウ) 高さ 30 cm以下、奥行き 30 cm以上、幅は開口部の幅以上であること。
- (エ) 踏み台の上端から開口部の下端まで 1.2m以下であること。
- (オ) 避難上支障のない場所に設けられていること。

(図 3)

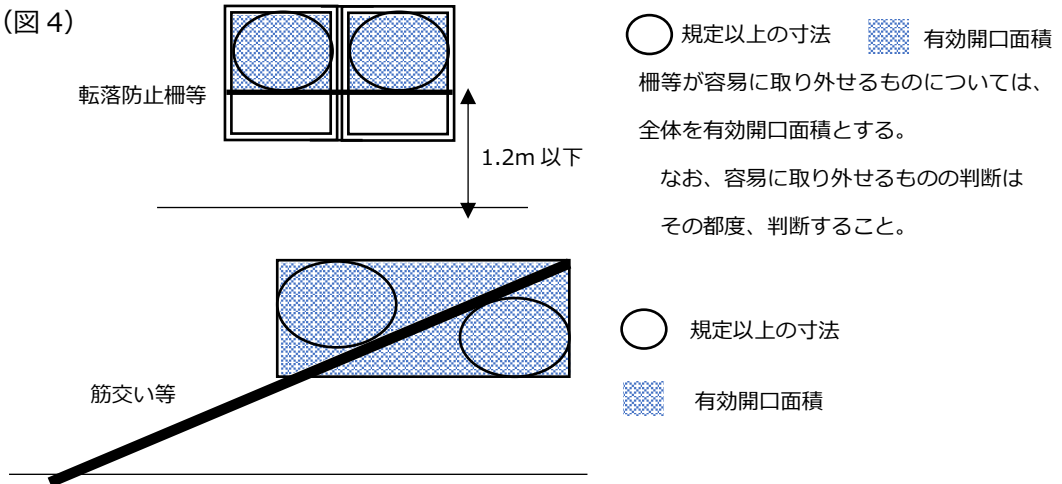


イ 開口部は、道又は道に通ずる有効幅員 1 m以上の通路、その他の空地に面したものであること。(11 階以上の階は除く。)

ウ 開口部は、内部から容易に避難でき、かつ、外部からも容易に進入できるものであること。

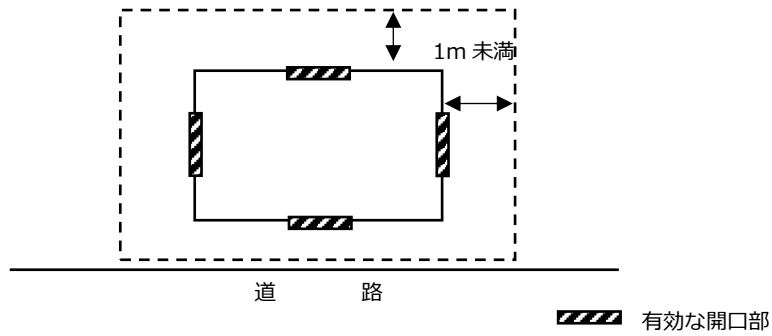
エ 開口部は、開口のため常時良好な状態に維持されていること。(図 4 参照)

(図 4)



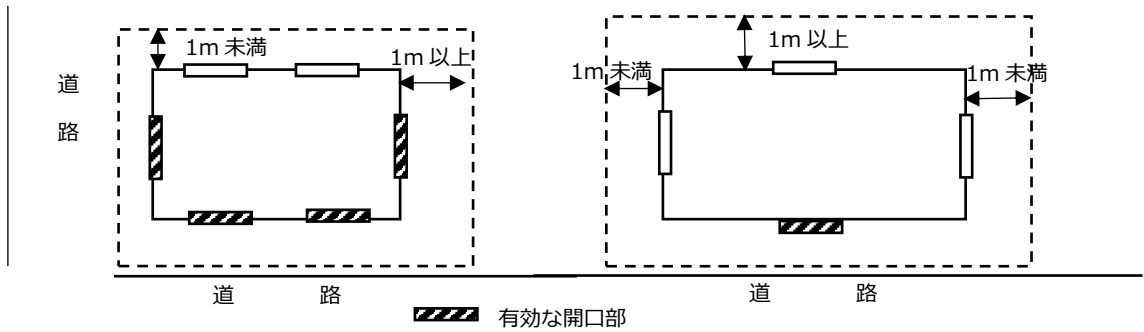
(3) 開口部と敷地との関係

ア 11階以上 (図5参照)



(図5)

イ 10階以下 (図6参照)



(図6)

(4) 通路その他の空地の取扱い

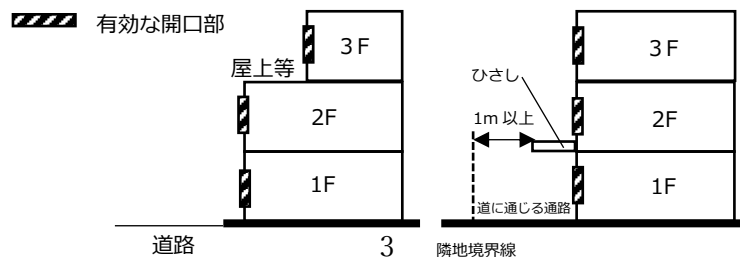
次に掲げる空地等は規則第5条の3第2項第2号の「通路その他の空地」として取り扱うことができる。

ア 敷地外の空地の部分については、将来にわたって空地（公園、河川敷等）として確保されていて避難及び消火活動に支障がない場合は有効であると認められる。

イ 隣接する敷地の管理権原者が同一、又は、密接な関係を有するもので、将来にわたって空地等として確保されており避難及び消火活動に支障がない場合は有効であると認められる。

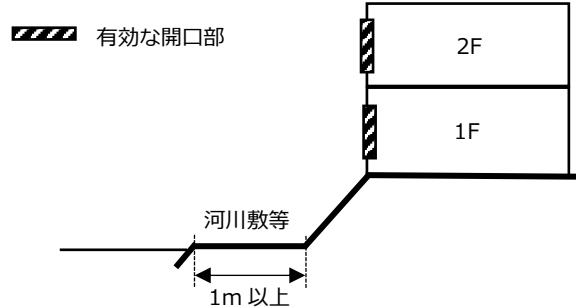
ウ 屋上、バルコニー又はひさし等が設けられている場合の上階部分 (図7参照)

(図7)

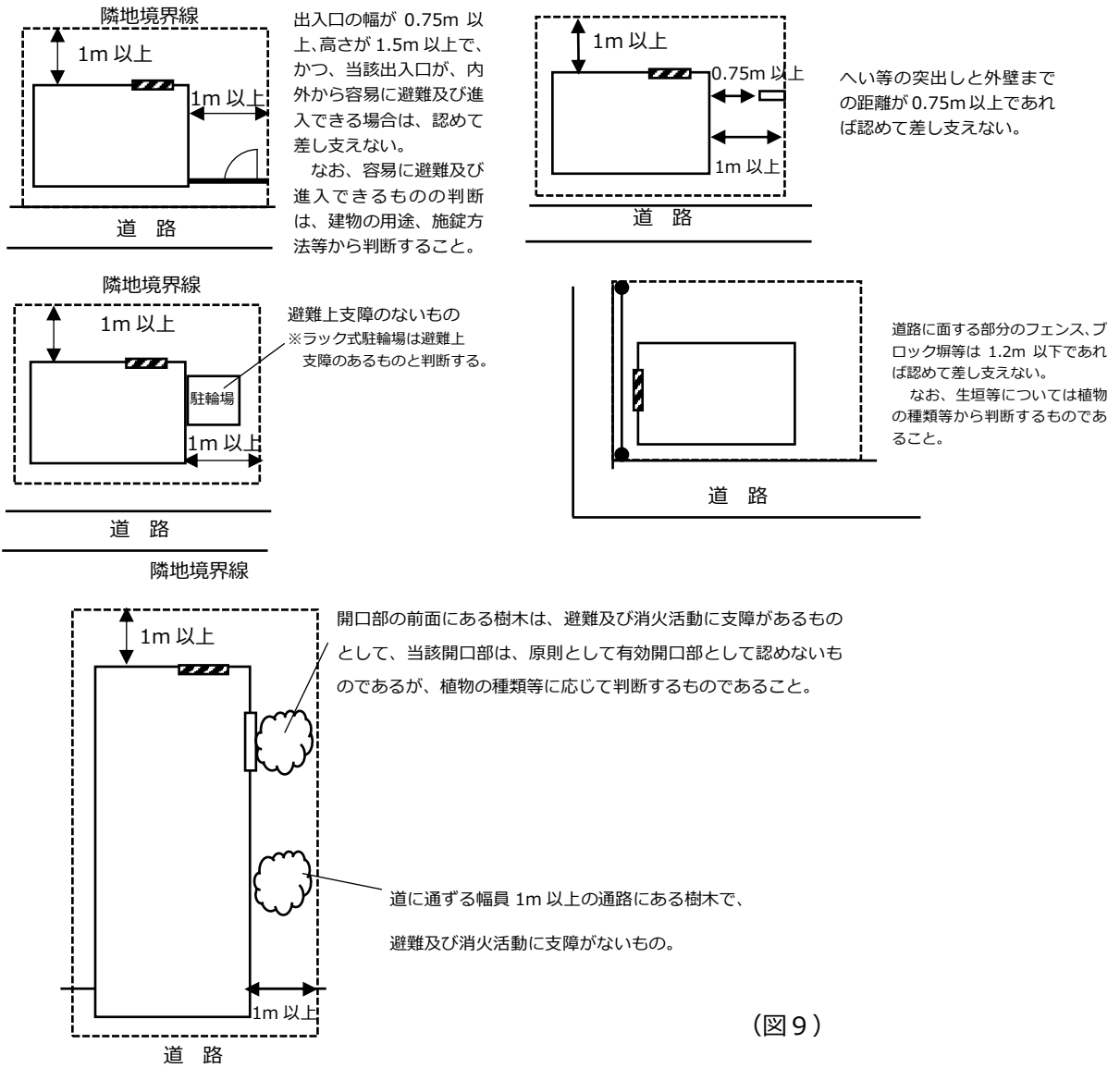


工 傾斜地、階段状の部分で、幅員1m以上の空地等に面した部分（図8参照）
避難及び消火活動が有効にできるものにあつては、認められる。

（図8）

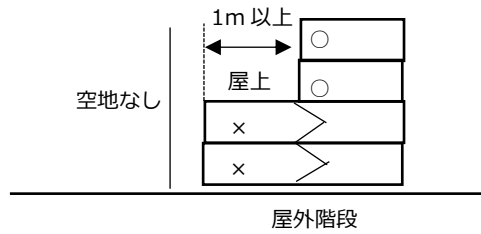


工 空地の幅員1m以内の部分に樹木、へい、その他の工作物があり、かつ、容易に除去できないものがある場合（図9参照）



オ 屋上部分（屋上まで屋外階段に通じている。）（図10 参照）

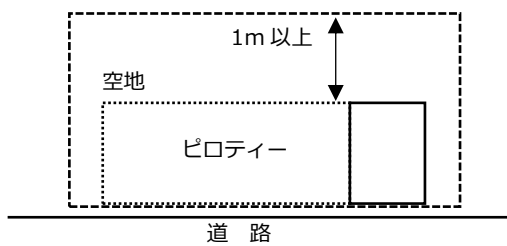
（図10）



避難及び消火活動が有効にできるものにあつては、認められる。

カ 避難階部分にピロティーを有している場合（図11 参照）

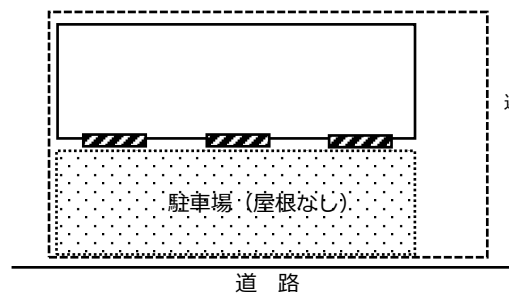
（図11）



常時、駐車のために供する等、避難及び消火活動に支障があるものについては認められない。

キ 駐車スペースが隣接して設けられている場合（図12 参照）

（図12）

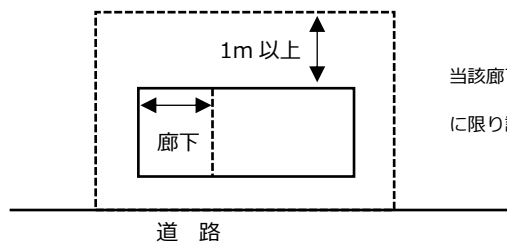


避難及び消火活動上に支障がないもの（車両から建築物間に1.0m以上の通路幅を確保することが望ましい。）

有効な開口部

ク 避難階部分の一部が、片側開放廊下形式になっている場合（図13 参照）

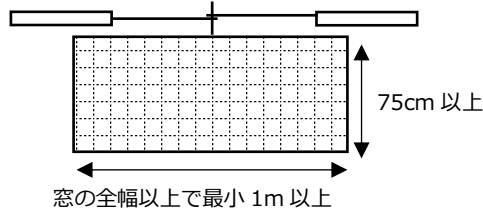
（図13）



当該廊下の幅員が1m以上有する場合に限り認めて差し支えない

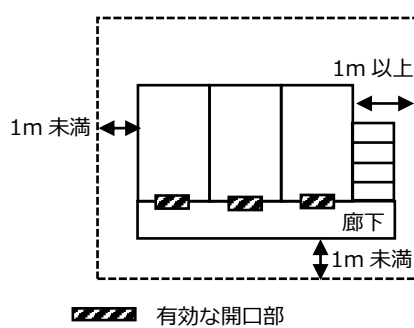
ケ ドライエリアに転落防止足場（グレーチング等）を設ける場合の上階部分
 (図14 参照)

(図14)



コ 屋外階段に通ずる開放廊下 (図15 参照)

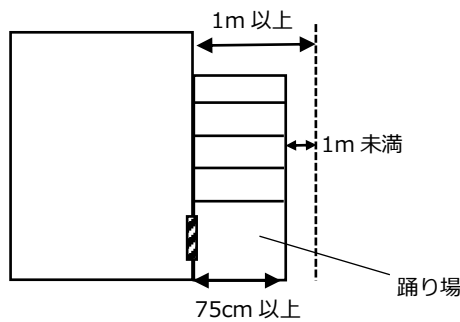
(図15)



- ア 廊下の一端に階段が設けられていること。
- イ 階段及び廊下の有効幅員は、75cm 以上であること。
- ウ 屋外階段は、幅 1m 以上の通路に面していること。

サ 屋外階段の踊り場 (図16 参照)

(図16)



- ア 屋外階段の有効幅員は、75cm 以上であること。
- イ 階段の昇り口は、幅 1m 以上の通路に面していること。
- ウ 屋上駐車場等のスロープもこれを準用する。

シ アーケードが設けられている道路で、避難及び消火活動が有効に行えると認められるもの

(5) 開口部の構造

次に掲げる開口部は、規則第5条の3第2項第3号の「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うことができる。(第7-1表参照)

ア ガラス戸等

第7-1表 ガラスの種類による開口部の取扱い

ガラスの種類	厚さ	開口部の条件	判定	
			足場あり	足場なし
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	6.0 mm以下	F I X	○	○
		引き違い戸	○	○
鉄線入り板ガラス 網入り板ガラス	6.8 mm以下	F I X	×	×
		引き違い戸	△	△
	10 mm以下	F I X	×	×
		引き違い戸	※△	×
強化ガラス 耐熱板ガラス	5.0 mm以下	F I X	○	○
		引き違い戸	○	○
倍強度ガラス	-	F I X	×	×
		引き違い戸	×	×
合わせガラス ※構成するガラスは1枚	フロート板ガラス 6.0 mm以下 + P V B 30mil(膜厚 0.76mm)以下 + フロート板ガラス 6.0 mm以下	F I X	×	×
		引き違い戸	△	△
	網入り板ガラス 6.8 mm以下 + P V B 30mil(膜厚 0.76mm)以下 + フロート板ガラス 5.0 mm以下	F I X	×	×
		引き違い戸	△	△
	フロート板ガラス 5.0 mm以下 + P V B 60mil(膜厚 1.52mm)以下 + フロート板ガラス 5.0 mm以下	F I X	×	×
		引き違い戸	△	×
	網入り板ガラス 6.8 mm以下 + P V B 60mil(膜厚 1.52mm)以下 + フロート板ガラス 6.0 mm以下	F I X	×	×
		引き違い戸	△	×
フロート板ガラス 3.0 mm以下 + P V B 60mil(膜厚 1.52mm)以下 + 型板ガラス 4.0 mm以下	F I X	×	×	
	引き違い戸	△	×	
複層ガラス	構成するガラスごと本表（線入り・網入りガラスは、厚さ 6.8 mm以下のものに限る。）により全体を判断する。ただし、重ねる板ガラスの数は2までとする。			

[備考]

- 1 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋内から開放でき、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができるもの。
- 2 「FIX」とは、はめごろし窓をいう。
- 3 「足場あり」とは、避難階又はバルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの。
- 4 「PVB」とは、ポリビニルブチラール膜をいう。
- 5 低放射ガラス（通称Low-E膜付きガラス）並びにポリエチレンテレフタレート製フィルム（JIS A 5759に規定するもので、厚さ100 μ m以下のものに限る。）及び塩化ビニル製フィルム（厚さ400 μ m以下のものに限る。）を貼付したガラスを用いた開口部については、基板となるガラスを本表（線入り・網入りガラスは、厚さ6.8mm以下のものに限る。）により判断する。（1 μ m=0.001mm）
- 6 複層ガラスを構成する網入板ガラス又は線入板ガラスは、複層ガラスの屋内側又は屋外側のどちらであっても差し支えない。
- 7 複層ガラスに使用される合わせガラスは構成する1枚のガラスと判断する。
- 8 窓ガラス用フィルム（JIS A 5759に規定するもの）の貼付は、防犯性能の試験に合格した窓ガラスフィルム（「CPマーク」の表示が認められるもの）以外は認められる。

[凡例]

- … 有効な開口部として取扱うことができる。
- △… ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分を有効な開口部として取扱うことができる。（引き違い戸の場合概ね1/2）
- ※△… 外部にバルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの限り、上記△の基準で認めることができる。
- ×… 有効な開口部として取扱うことはできない。

イ シャッター等

シャッター等は、原則として有効開口部として認めないが、次の措置を行う場合は、この限りではない。

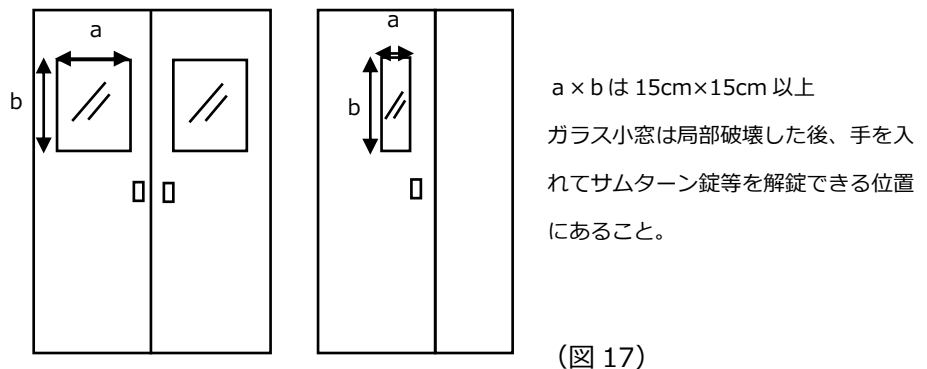
- (ア) 屋内外から手動で容易に開放できるもの。（軽量シャッターで、消防隊が一般積載器具で容易に破壊できるもの。）
- (イ) 自動火災報知設備又は煙感知器連動により解錠し、屋内外から手動又は電動（非常電源付き）で開放できる装置がついているもの。
- (ウ) 屋外から水圧によって開放又は解錠できる装置を備え、開放装置の送水口が1階又は当該シャッターの直近にあるもので、次のいずれかにより開放できる

もの。

- a 屋外から水圧により解錠し、手動又は電動開放装置（非常電源付き）により、開放できるもの。
- b 屋外から水圧によりシャッターを開放し、かつ、屋内からは電動開放装置（非常電源付き）により開放できるもの。
- c 屋外から水圧により電動開放装置のスイッチを作動させ開放するもの。
 なお、水圧解錠装置等は、昭和52年12月19日付け消防予第251号「シャッター等の水圧開放装置に関する取扱いについて（通知）」に適合したものであること。
- d 雨戸（厚さ概ね0.3～0.6mm）として設けられたもので、開口部に当該開口部以上の長さ及び奥行60cm以上のバルコニー等の消防活動スペースが確保され、かつ、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるもの。

ウ ドア

- (ア) 手動式ドア（ハンガー式のものを含む。）で、屋内及び屋外から容易に開放できるもの。
- (イ) 電動式ドアで、次のa又はbのいずれかに該当するもの
 - a 普通ガラスで板厚6mm以下のもの
 - b 停電時であっても非常電源又は手動により開放できるもの
- (ウ) スチールドアで、屋外から水圧開放装置によって施錠を開放できるもの。
 なお、避難階以外の階に設ける場合には、当該開口部以上の長さ及び奥行60cm以上のバルコニー等の消防活動スペースが確保されていること。
- (エ) ガラス小窓付き鉄扉で、ガラス小窓を局部破壊し、サムターン錠等を開錠できるもの（図17参照）



- (オ) 自動火災報知設備又は排煙設備若しくは防火戸の連動制御盤の作動と連動し

て開錠できるもの（電気錠等）

- (カ) 屋内側に施錠装置がなく、屋外側に南京錠、その他消防隊が外部から容易に破壊することにより進入できるもの（南京錠等により施錠された際に、人が屋内に存するものを除く。）

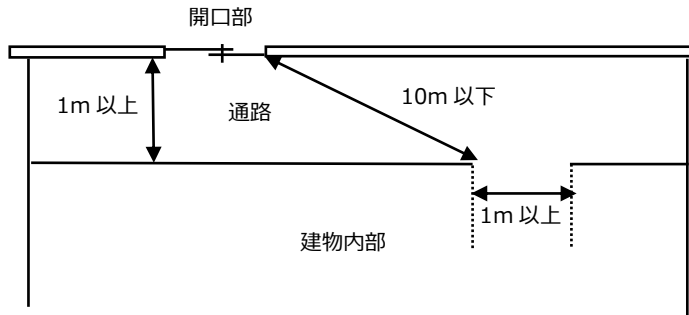
(6) 有効開口部の管理

規則第5条の3第2項第4号による「常時良好な状態」とは、次によること。

ア 有効開口部に面して、棚、間仕切り等を設ける場合は、図18の例によること。

- (ア) 開口部の相対する部分に所定の寸法を確保された出入口を設け、屋内外から手で開放できるものは、認めて差し支えない。
- (イ) 開口部と間仕切りの間に通路を設け、間仕切りに出入口を設けたものは、通路部分の管理状況が常時通行上支障ない場合で、かつ、下図の条件に適合する場合に限り認めて差し支えない。

(図18)



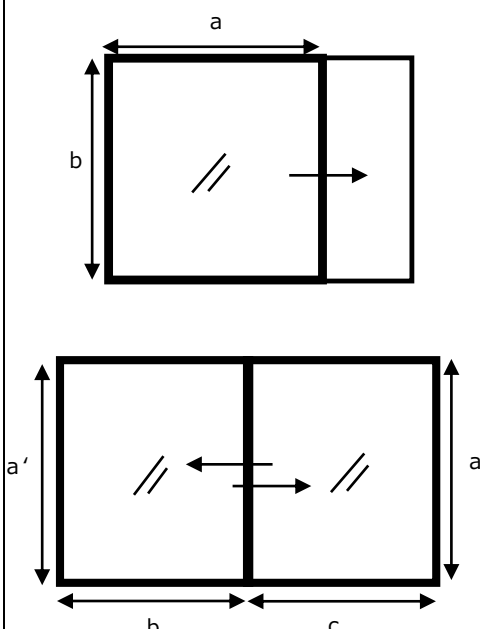
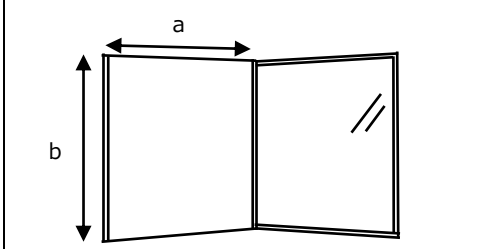
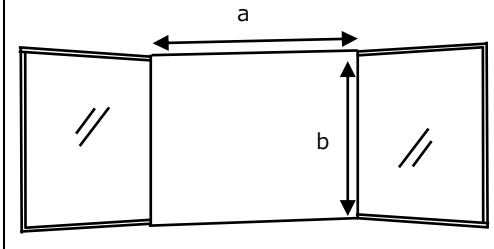
- (ウ) 有効開口部の前面の通路には物品を置かないこと（容易に移動できるものを除く。）
- (エ) 避難を考慮する必要のない無人の小規模倉庫等で外壁が石綿スレート等で作られ、内壁がなく外部から容易に破壊できる部分。（消火活動上支障がない場合に限る。）

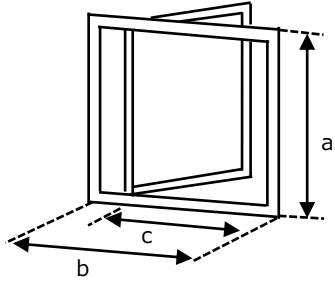
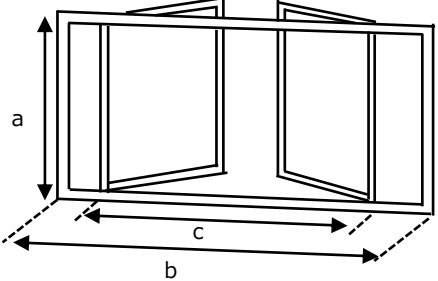
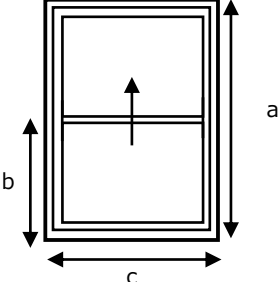
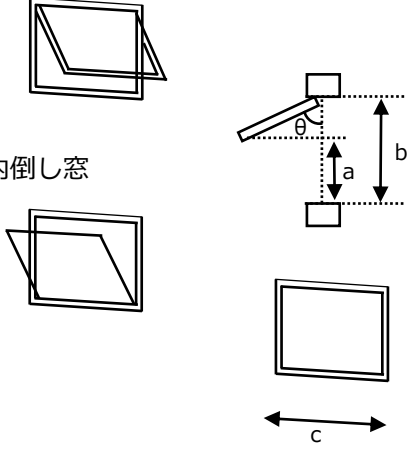
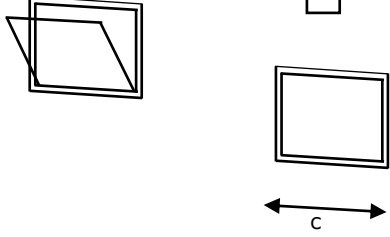
なお、小規模とは、150㎡未満のものをいうものであること。

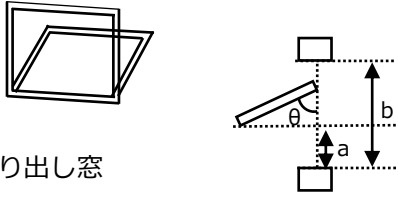
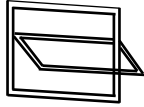
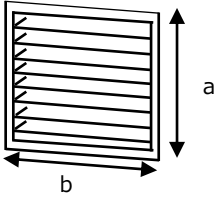
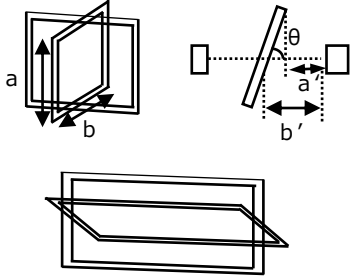
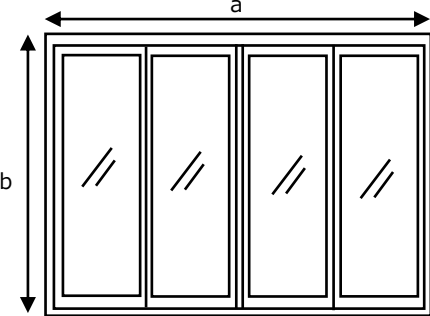
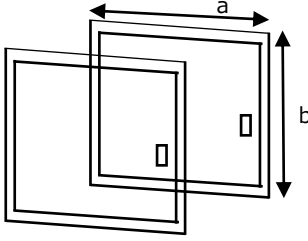
イ 開口部の有効寸法の算定

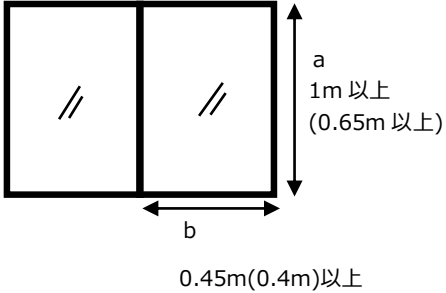
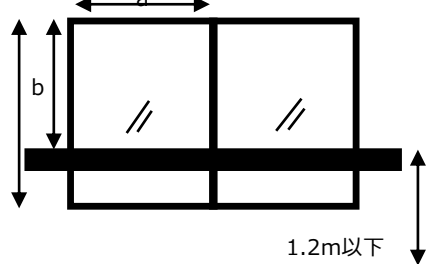
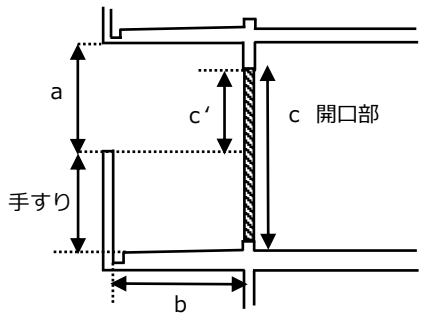

第7-2表

開閉形式	名称 / 例図	有効開口面積
はめ殺し		<ul style="list-style-type: none"> ・容易に破壊又ははずすことができる場合は、認めて差し支えない。 $a \times b$ ・普通板ガラス 6mm以下 ・強化ガラス 5mm以下 ・超耐熱性結晶ガラス 5mm以下

引き	<p>引き違い窓、片引き窓、引き違い戸</p> 	<p>$a \times b$</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通板ガラス 6 mm以下 ・強化ガラス 5 mm以下 ・超耐熱性結晶ガラス 5 mm以下 <p>$a' \times b + a \times c$</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通板ガラス 6 mm以下 ・強化ガラス 5 mm以下 ・超耐熱性結晶ガラス 5 mm以下 <p>$a \times c$</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線、網入りガラス 6.8 mm以下 (破壊作業のできる足場がある場合 10 mm以下) ・外部クレセント付き
開き	<p>片開き窓、戸、ドア</p> 	<p>$a \times b$</p> <p><片開き窓></p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通ガラス 6 mm以下 ・強化板ガラス 5 mm以下 ・超耐熱性結晶ガラス 5 mm以下 ・線、網入りガラス 6.8 mm以下 (破壊作業のできる足場がある場合 10 mm以下) ・外部クレセント付き <p><戸、ドア></p> <ul style="list-style-type: none"> ・扉の材質に関係なく、内外から容易に開放できる場合に限る。
開き	<p>両開き窓、戸、ドア</p> 	<p>$a \times b$</p> <p><片開き窓></p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通ガラス 6 mm以下 ・強化板ガラス 5 mm以下 ・超耐熱性結晶ガラス 5 mm以下 ・線、網入りガラス 6.8 mm以下 (破壊作業のできる足場がある場合 10 mm以下) ・外部クレセント付き <p><戸、ドア></p> <ul style="list-style-type: none"> ・扉の材質に関係なく、内外から容易に開放できる場合に限る。

<p>開き</p>	<p>縦すべり出し窓</p> 	<p>$a \times b$</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通ガラス 6 mm以下 ・強化板ガラス 5 mm以下 ・超耐熱性結晶ガラス 5 mm以下 <p>$a \times c$</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線、網入りガラス 6.8 mm以下 (破壊作業のできる足場がある場合 10 mm以下) ・外部クレセント付き
<p>開き</p>	<p>両縦すべり出し窓</p> 	<p>$a \times b$</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通ガラス 6 mm以下 ・強化板ガラス 5 mm以下 ・超耐熱性結晶ガラス 5 mm以下 <p>$a \times c$</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線、網入りガラス 6.8 mm以下 (破壊作業のできる足場がある場合 10 mm以下) ・外部クレセント付き
<p>上げ下げ</p>	<p>上げ下げ窓</p> 	<p>$a \times c$</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通ガラス 6 mm以下 ・強化板ガラス 5 mm以下 ・超耐熱性結晶ガラス 5 mm以下 <p>$b \times c$</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線、網入りガラス 6.8 mm以下 (破壊作業のできる足場がある場合 10 mm以下) ・外部クレセント付き
<p>プロジェクト</p>	<p>突き出し窓</p>  <p>内倒し窓</p> 	<p>$b \times c$</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通ガラス 6 mm以下 ・強化板ガラス 5 mm以下 ・超耐熱性結晶ガラス 5 mm以下 <p>$a \times c$</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線、網入りガラス 6.8 mm以下 (破壊作業のできる足場がある場合 10 mm以下) ・外部クレセント付き

	<p>外倒し窓</p>  <p>迂り出し窓</p> 	
<p>ルーバー</p>	<p>ガラスルーバー窓</p> 	<p>$a \times b$</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通ガラス 6 mm以下
<p>回転</p>	<p>たて軸回転窓、よこ軸回転窓</p> 	<p>$a \times b$</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通ガラス 6 mm以下 ・強化板ガラス 5 mm以下 ・超耐熱性結晶ガラス 5 mm以下 <p>$a \times a'$</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線、網入りガラス 6.8 mm以下（破壊作業のできる足場がある場合 10 mm以下） ・外部クレセント付き
<p>折戸</p>		<p>$a \times b$</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通ガラス 6 mm以下 ・強化板ガラス 5 mm以下 ・超耐熱性結晶ガラス 5 mm以下
<p>二重窓</p>		<p>$a \times b$</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガラスは、(5) アによること。 ・屋内外から手動で開放できるガラス戸 ・屋内外から手動で容易に開放できるもの。（軽量シャッターで、消防隊が一般積載器具で容易に破壊できるものとガラス戸）

<p>特殊な開口部の取扱い</p>		<p>$a \times b$</p> <p>・左図寸法の開口部は「直径 50 cm以上の円が内接することができる開口部」と認めて差し支えない。</p> <p>() 内は、避難階又はバルコニー等の足場がある場合の寸法</p>
<p>転落防止柵等がある場合</p>		<p>$a \times b$</p> <p>ただし、転落防止柵等が容易に取り外せるものについては $a \times c$ とすることができる。</p> <p>なお、容易に取り外せるものについては、材質や構造等からその都度判断するものであること。</p>
<p>バルコニー等がある場合</p>		<p>a は 1 m 以上で、手すりの高さは 1.2m 以下の場合には c の寸法とする。</p> <p>ただし、b は 60 cm 以上とする。</p> <p>なお、$b < 60$ cm の場合は c' の寸法とする。</p>
<p>格子付きの開口部</p>		<p>原則として格子の材質を問わず、有効開口部として認められない</p>

(7) その他

ア 精神病院等の階が無窓階になる場合は、昭和 49 年法律第 64 号の附則第 4 項により消防用設備等が遡及適用されるものに限り、病室以外の部分が規則第 5 条の 3 の規定により無窓階とならない当該階については、無窓階以外の階として取り扱うことができる。

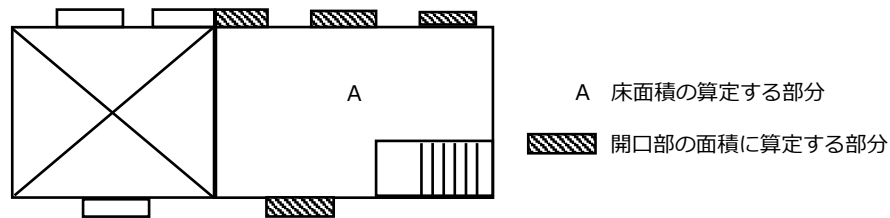
イ 吹き抜けのある場合の床面積及び開口部の取扱いは、次によるものとする。

(図18参照)

床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。

開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。

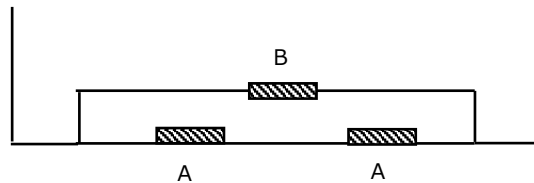
(図18)



ウ 令第8条の区画がある場合は、当該区画された部分の階ごとに判定すること。

なお、令第8条の区画以外で、開口部の無い間仕切壁等により区画されている場合は、階ごとの合計面積で判定すること。この場合、区画ごとに平均して開口部を設けるよう指導すること。

エ 風除室等開口部を二重に設ける場合

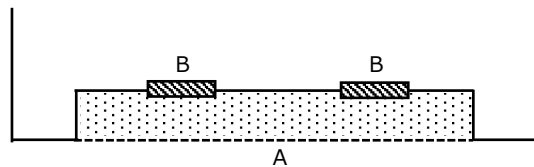


A、B双方ともが規定を満たすものであること。

有効開口面積：Aの面積

有効開口部数：Aの数

オ 床面積に算入される外気に解放された部分



床面積に算入される外気に面する部分

Bが規定を満たすものであること

有効開口面積：Aの面積

有効開口部数：A

カ 昭和52年4月以前の既存対象物の普通階・無窓階の判断については、昭和51年3月25日付け消予第283号を参照のこと。

キ 特殊な構造のものがある場合は、その都度検討する。